

## 「失敗」のグローバル化

強者と弱者、あるいは勝者と敗者の存在を前提とすれば、何ものにも規制されない自由な競争社会は前者、すなわち強者や勝者にとって望ましい社会といえよう。さらに、そのフィールドの極限的な拡がりとしてのグローバリゼーションは、前者にとってその存立基盤の拡大を意味する。グローバリズム(Globalism)とは、地球主義とも呼ばれるもので、地球を1つの共同体と考える立場からの共生を主張するものというよう<sup>1</sup>。環境問題や情報の同時的共有などの面では、地球規模での視野拡大の必要性が条件つきで是認できるが、多国籍企業(Multinational Corporations)<sup>2</sup>が国境を超えて世界的規模で経済活動を行うこと、全地球的に「市場原理主義」を押し広げるものとしてのグローバリズムには少なからず問題が内在しているといわねばならない。

グローバリズムの推進によって、多くの国家が世界を一つの市場として利害を共有すれば、世界規模の対立や戦争勃発の危険性を低下させる可能性があるという仮説を頭から否定することはできない。とくにインターネットなどの情報通信技術の急速な発展は、情報の共有、情報の普遍化という点で大きな役割を果たしている。しかしながら、グローバリゼーションという言葉が語られるということは、この地球において、他者から区別される固有で個性的な何らかの組織単位が存在していること、あるいはいたことを含意している。したがって、これら固有な単位の諸群総体の算術平均的な均等化・均質化としてグローバリゼーションが展開されることは理論的にはあり得ることであるが、現実一般では、ある特定の単位がもつ固有性が外化され、外延化されることの方が多いと思われる。

グローバリズムは、多国籍企業による市場の寡占ないしは独占の固定化につながる可能性が高

<sup>1</sup> もちろん、グローバリズムを地球を同じもの、ひとつとして見るという意味で捉えない論潮もある。グローバリズムを自己にとって世界がより近く、より身近に感じることとみる方がより妥当なのかも知れない。園田英弘『世界一周の誕生 グローバリズムの起源』文芸春秋社、2003年を参照されたい。

<sup>2</sup> 「多国籍企業に関する文献は洪水のようにみち溢れている」(R.E. ケイピス『多国籍企業と経済分析』岡本康雄・他訳、千倉書房、1992年、序文)し、その概念規定も多様であるが、複数の国にまたがり事業を展開し、かつ企業規模が大きい企業ないし企業集団をさし、単に製造拠点を海外に置いただけの企業や、海外拠点をもつ中小企業を多国籍企業とはいわないのが一般的である。

い。たとえば、参入に巨額の資源投与が必要な自動車、鉄鋼、半導体製造等の資本の有機構成の高い産業分野では、一般に参入リスクが高く新規参入が困難であり、したがってまた特定企業ないし企業集団の市場寡占・独占固定化の可能性は高いといわねばならない。さらに、近年の原油をはじめとする資源価格高騰のように、持てる者である資源国がますます富み、無資源国が高値で資源購入を余儀なくされる状況や、インフラの整備に遅れ労働市場が未成熟な国家や地域の場合、「安価な労働力」を武器とした生産拠点にもなれない状況のもとでは、世界を一つの市場として共有するメリットは少なく、グローバリズムの市場共有の埒外におかれる国・地域、格差とか貧困とかが国際的に固定される国や地域が現出する<sup>1</sup>。グローバリゼーションは、こうして「勝者」と「敗者」とを国際的な規模で生み出してしまうことになる<sup>2</sup>。少なくとも、社会的・政治的・文化的に異なる民族・社会・地域・国家が存在し続ける限りにおいて、グローバリズムが「強者の論理」として、したがってまた弱者や敗者を救済し、その自立化を支援するための措置・規制などを排除する「自由放任」の今日的表現として用いられる可能性は高いと思われる。

もちろん、人類社会の発展は、問題を地球規模で考えることの必要性が高まっていることは否定できない。世界経済の融合と連携深化、貿易の発展・拡大、直接投資を含む資本の国際的流動化、国際金融システムの発展、多国籍企業による世界経済支配割合の増大、世界で最適な調達・販売を行なうサプライチェーン・マネジメントの発達、航空と海運との航路増大による物流ネットワークの発達、インターネット・通信衛星・電話などの情報技術を用いた国境を越えるデータの流れの増大、地球規模的に適用される標準・基準などの増加、異文化交流の機会増加、文化の同化・融合化・欧米化・アメリカ化(アメリカナイゼーション)・日本化・中華化などを通じての文化差異の減少、労働力の国際間移動、不法入国者を含んだ移住者の増加、世界貿易機関(WTO)などの組織への国際的取り決めを通じての国家支配権と国境(の重要さ)の衰退、国民国家の枠組みにとらわれないNGOなどの組織拡大、疫病の世界的流行、地球全体の環境問題、紛争への世界的関与など、地球規模での思考や分析、問題解決が迫られている諸問題は枚挙のいとまがない。

それだけに、グローバル化にともなう進歩・発展・拡大は、強者・勝者と弱者・敗者の複眼的視点から評価しなければならない。しかしながら、そのことはグローバリゼーションに明と暗、功罪があるということではない点に留意する必要がある。そうではなく、明暗・功罪は同時に存在し、

<sup>1</sup> 今日では、国際的格差は正の動機には、せいぜい「人道的配慮」がある。国際的な格差が、世界人口の20%以上が極貧状態にあるとか、世界の最高所得層20%の所得は最低所得層20%の所得の80倍程度にあるとか表現され、人道的見地から援助することが先進国の責務であるとされる。このこと自体否定する必要はないが、これが論理的帰結でないことは明らかであろう。もちろん、この状況から抜け出る術があるわけでもない。現実には、政治情勢が変化し、国際援助については、国家財政の運営困難の中で、削減が指向されている。このように、途上国の支援については、現実の政治体制の下での功利的判断であることは避けられない。こうした状況の中で、世界全体の格差を評価しようとローレンツ曲線を描きジニ係数を算出することは、学術的意味はあっても、政治的意味を持つことは難しい。以下を参照されたい。C. ダグラス・ラミス「平等」、イヴァン・イリッチ(Ivan Illich)、ヴォルフガング・ザックス(Wolfgang Sachs)編『脱「開発」の時代～現代社会を解読するキーワード辞典～』三浦清隆他訳、晶文社、1996年。C. クカサス(Chandran Kukathas)・P. ベティット(Philip Pettit)『「ロールズ」正義論とその批判者たち』山田八千子・島津格訳、勁草書房、1996年。

<sup>2</sup> S.ジョージは、グローバリゼーションが、貧者から富者に富を移転して不平等を増大し、無責任体制を結果するだけでなく、敗者への対策を持ち合わせない、と批判する。S.ジョージ「グローバリゼーション - 光と影 - 」樋口陽一他編『グローバリゼーション - 光と影 - 』サンパウロ、2000年、p.8。

明が暗を内在し、功が罪でもあるということ、すなわち、グローバリゼーションの個々の現象の一つひとつに明と暗とが同居し、強者・勝者にとっては明でも弱者・敗者にとっては暗となり、そして明は容易に暗に反転するということである。この点を見過ごしてしまうと、たとえばフランスにおける初期雇用契約制度(Contrat première embauche : CPE)を巡る論議のように果てしのない両論の対立に陥ってしまう。初期雇用契約制度(CPE)は、26歳未満の雇用について2年間の試用期間を設け、この間は理由なしの解雇も可能とするもの。若年者や大学生にとっては、一旦就職できたとしても、2年後には簡単に解雇されてしまう危険を負うことになるため、これに反対する運動が大規模に展開された。しかし、政府側は、解雇が容易にできれば、これまで若年者の雇用に躊躇してきた企業が積極的に若年者を採用するようになり、若年者の失業率(2006年末で20%に近い)は低下するはずだと主張した<sup>1</sup>。すでに雇用関係にある者の利益を重視するか、これから雇用関係に入ろうとする者の機会を拡大するか、難しい判断であるが、この議論がグローバリゼーションの評価、すなわち「規制緩和」を雇用契約にまで拡大すべきかどうか、「規制緩和」が成長や雇用の安定をもたらすのかどうか、国や地方の社会的・文化的固有性をどのように尊重すべきか、などとも関連しているところに注目すべきであろう<sup>2</sup>。

若年者解雇規制の緩和が、若年者失業率の抑制ないし改善につながるのか、あるいはむしろ逆に若年者の雇用不安を助長するものなのかは、フランス国内労働市場における需要増大と若年者そのものの就業力・雇用力の如何とにかかっている。CPE導入によって、就業力・雇用力の高い若年者の就業機会は拡大するが、就業力・雇用力の低い若者にとっては、短期間の雇用契約の解除、すなわち解雇の可能性が高まる<sup>3</sup>。

このように、グローバリゼーションはそれ自体に選別のメカニズムを内包しており、その限りにおいて、その暗黒面・不合理性を是正すればよいというものではない。能力の高い(潜在的)強者・勝者にとっては解雇規制の緩和は「明るい未来」を約束するが、弱者・敗者にとっては市場からの退出を強制する手段となる。後に述べるように、能力は努力とか真面目さの関数ではない。「怠け者」だけが能力を具備できないのではなく、真面目な努力家が必ずしも高い能力を体得・発揮できないという確率は低くはないし、身体的障害、知的障害のみならず、雇用者が求める能力は、人が生まれながらにしてもつ個別格差の範疇に属している。

<sup>1</sup> フランスにおける若年者の雇用状況については、島田陽一他『欧米の社会労働事情～イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・EU・アメリカ 欧米人の仕事と暮らし』日本ILO協会、2006年を参照されたい。

<sup>2</sup> わが国でも、労省労働政策審議会が労働契約法の検討をすすめているが、その中で「試行雇用契約」制度が提案されている。審議会に先立って今後の労働契約法制の在り方に関する研究会の最終報告書が発表されている(『今後の労働契約法制の在り方に関する研究会 報告書』平成17年9月15日)。「試行雇用契約」とは、労働者の適性や能力を見るために有期(最長3年)の試行雇用契約を締結し、試行期間が過ぎたとき、使用者の判断により試行雇用契約が終了するというもの。ただし、差別や年次有給休暇などの正当な権利を行使したことを理由にして雇用契約の終了はできないとされているが、その場合でも労働者は本採用を要求することができず、損害賠償しか求めることができないとされている。この「試行雇用契約」は、従来の試用期間とは異なる。試用期間の場合には、期間終了後の本採用拒否はあくまで解雇とされるが、「試行雇用契約」の場合には契約期間満了ということで、通常の解雇手続なしの雇用契約解除が可能になる。

<sup>3</sup> その後、フランス国民議会(French National Assembly)は、初期雇用契約(CPE)の代替案として新たな助成金制度に関する審議を始めた。この制度は国が企業に助成金を出し、経験のない若者の雇用を促進するというもの。

さらに、グローバリゼーションはある特定の属性をもつ階層の集団化・組織的意思統一をも忌避ないし否定し、個別化を促進する<sup>1</sup>。そもそも人類そのものがそうであったように、弱者が生存するためには集団化・組織化が唯一ともいえる手段であった。しかしながら、グローバリゼーションはそうした均質化・同化というベクトルを観念的には有しながらも、実態としては人の個別化を選別的に推し進める。規制緩和や自由放任は、その裏面において自己責任原則の名の下に、数的なマジョリティの論理を否定し、徹底した個別化・個人化を迫る。激しさを増す競争の論理は、人に付帯する相互依存的シナジーをはぎ取り、諸個人を何ものにも規制されない、したがってまた何ものにも支援されず、支援しない孤立した個人として競争の舞台に立たせるのである<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 「グローバル時代を見えるとき、競争的環境の質的变化と教育への市場原理の浸透や子どもたちのアトム化(孤立化)を総合的に読み解く視点を抜きにして、現代の教育を考えることはできない」(折出健二『変革期の教育と弁証法』創風社、2001年、p.13)。

<sup>2</sup> 寺島実郎は『正義の経済学』において、グローバリズムの特徴を、金融過剰経済～情報技術(IT)を活用した金融の肥大化、金融技術の独り歩き、实体经济かの乖離、働く意味の変質と新しい貧困～国際的な富の2極分化、中間管理職・職能者が不要化、の2点をあげ、これらを「不条理」と呼び、「米国型画一化を拒否」すべきだとしている。「『正義の経済学』の復権～高度情報資本主義時代への視座・吹き荒れる市場主義と一線を画す思想軸は何か」『中央公論』2000年、2月10日号)。